

令和の米増産緊急支援事業費補助金

国内における米不足及び米価上昇の影響の中、今後主食用米の生産拡大を志向する多様な農業経営体の省力化、低コスト化に必要な機械導入を緊急的に支援します。

事業対象者	八頭町内で農業経営を行う農業者（個人・法人・集落営農組織等） ※ただし、集落営農組織の要件を満たさない個人農業者で構成する共同体についても、市町村長が認めた場合、事業対象とする。
事業要件	令和7年度を基準とし、令和9年度までに20%以上主食用米作付面積を拡大し、令和9年度の作付面積は令和8年度の作付面積より増加すること。 令和7年度に本事業を活用した事業対象者は、令和7年度事業の目標面積を達成していること。 ※共同体及び集落営農組織については、構成する個人農業者の主食用米作付面積の合計値で算出する。
補助率	1/2（県1/3、市町村1/6）
事業費上限	個人：15,000千円 法人・集落営農組織等：21,000千円
補助対象経費	主食用米作付面積の拡大に必要な機械及び設備の導入経費 ※機械及び設備の保管を目的とする建物等は対象外
事業要望の申請期限	令和8年3月24日（火） ※申請数が多い場合はポイント制による優先採択を行うことがあります。
申請先	八頭町役場 産業観光課 （お問い合わせ：0858-76-0208）